

●香川県告示第226号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成28年6月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

香川郡直島町字積浦3134、3144、3175、3232の1、3232の2、字京ノ山3242の1、3243の4、3243の5、3248の1、3248の5、3250の1、3250の5、3389の1、3392の1、3393（次の図に示す部分に限る。）、3409、3410の1、3410の5、3411の1、3411の5、3412の1、3412の5、字立石3451の2、3488の1、3488の2、3505、字地藏山3662の1、3662の2、3662の6、3662の7、3663の1から3663の3まで、3667、3669の1、3670、3690、3691、3708、3718の1（次の図に示す部分に限る。）、3718の18から3718の20まで、3718の26、3718の27、3718の47、3732、字横防3768の3、字鷲ノ松3775の5から3775の19まで、3776、3777（次の図に示す部分に限る。）、3778、3779（次の図に示す部分に限る。）、3780、3781（次の図に示す部分に限る。）、3782の1、3785、3786の1、3787から3792まで、3793の1、3794、3795、3796の1、3797（次の図に示す部分に限る。）、3798の1、3798の2（次の図に示す部分に限る。）、3800の1、3804の2、3808、3810の1、字才ノ神3839の1、3839の3、3839の7、3863の6（次の図に示す部分に限る。）、3866の1、3869の4、4143の5（次の図に示す部分に限る。）、4143の15、字風戸3888の1、3889の1、3890から3894まで、3895の1、3896の1、3897の1、3898から3901まで、3902の1、3903の3（次の図に示す部分に限る。）、3903の4、3910、3916の2（次の図に示す部分に限る。）、3925、3926、3927の1、3927の7、3927の8、3937、3938、3939の1、3940の1、3941から3943まで、3943の2、3944から3951まで、3956、字鶴石3970の1、3970の5、字寺島4050の2、4050の3、字重石4062の1、4062の4、4062の5（次の図に示す部分に限る。）、4062の6、4062の8（次の図に示す部分に限る。）、4062の9、4062の18、4062の19、4110の3、4112の2、4113から4115まで、4128、4129、4130の1、4131の3、4132の2、4137の2、4141の1、4762、字チキリホウ4148の1、4149、4150の1、4151、4152の1、4157の1、4173から4185まで、4188、4189、4190の2、4191から4196まで、4197（次の図に示す部分に限る。）、4198、4199の1、4199の2、4200、4201、4201の2、4202、4203、4227の1、4228、4229、4230の1から4230の3まで、4231の1、4231の2、4235の2、4236、字鎧山4310の1

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び直島町建設経済課に備え置いて縦覧に供する。）